

お申込みメモ(ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。)

購入の申込期間

当初申込期間：2018年5月7日～ 2018年5月17日
継続申込期間：2018年5月18日以降

購入単位

販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
※「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなります。購入単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

購入価額

当初申込期間：1口=1円
継続申込期間：購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)

換金単位

販売会社が定める単位

換金価額

換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

信託期間

2023年9月15日まで(2018年5月18日設定)

繰上償還

受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。

決算日

毎年9月17日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配

毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。
「分配金受取コース」原則として決算日から起算して5営業日までに
お支払いを開始します。
「分配金再投資コース」税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。
※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

委託会社その他関係法人の概要

■委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 信託財産の運用指図等を行います。
■受託会社	みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。
■販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

照会先

アセットマネジメントOne株式会社 ・コールセンター 0120-104-694 受付時間:営業日の午前9時～午後5時
・ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>

お申込みにあたっては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

丸三証券

商号等：丸三証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号
加入協会：日本証券業協会

課税関係

◆当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。
原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。
※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

●ご購入時

購入時手数料

購入価額に**3.24%(税抜3.0%)**を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。
購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
※くわしくは販売会社にお問い合わせください。

●ご換金時

換金時手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額とします。
●保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)

運用管理費用(信託報酬)

以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.6632%(税抜1.54%)**

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.75%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

②株式の貸付の指図を行った場合は、その**品賃料の54%(税抜50%)**以内の率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。

その他の費用・手数料

組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。
※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

販売用資料

2018.05

新興企業日本株ファンド(資産成長型)

追加型投信／国内／株式

JAPAN
START-UP COMPANY
STOCK FUND (Asset Growth Type)



■設定・運用は



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

なぜ“新興企業”に注目するのか

優れた経営者のもとで新しいビジネスモデルや経営戦略を果敢に実行し、付加価値の高い新商品を積極的に市場に投入する 等

これにより、企業価値を増大させている（または今後の増大が期待できる）

当ファンドでは、上記を“新興企業*”と定義し、厳選して投資します。

*一般に言う新興企業の定義とは異なります。また、新興市場の上場銘柄に限定されるものではありません。



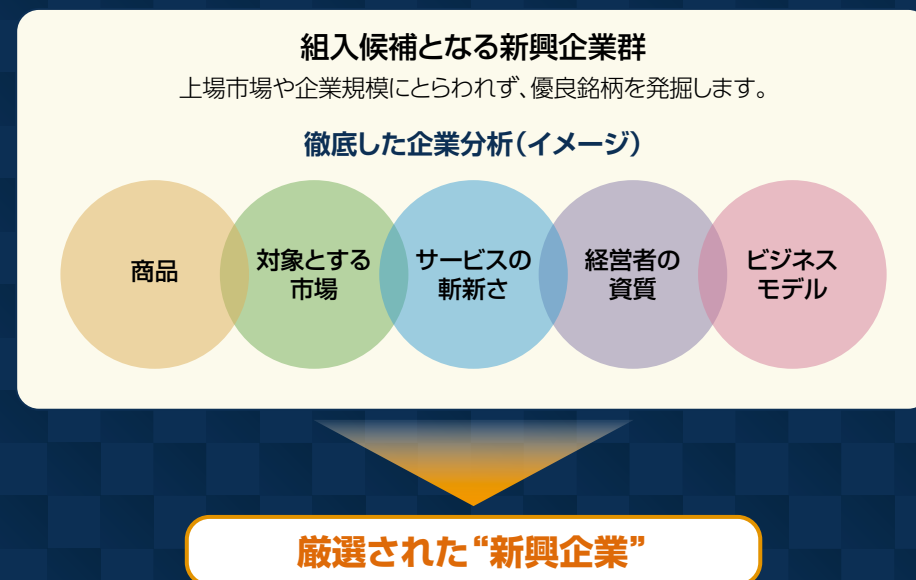
企業価値の増大

※上記は新興企業の特徴の一例を示したものであり、実際にはこれと異なる場合があります。

「新興企業日本株ファンド(資産育成型)」の運用ポイント



大型銘柄から中小型銘柄まで徹底的に企業分析を行い、様々な環境で好業績を実現する“新興企業”の発掘をめざします。

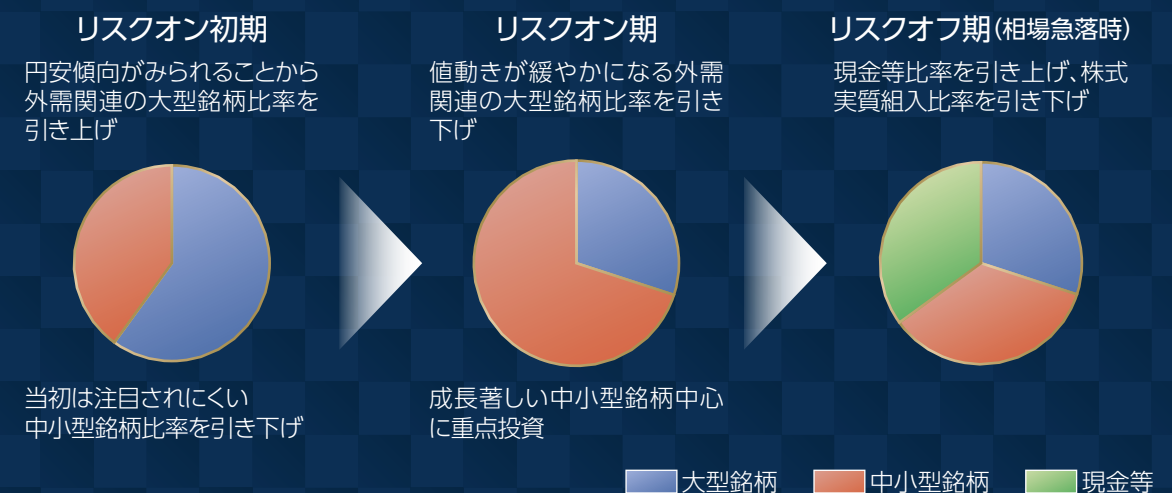


※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



トップダウンアプローチにより、相場局面に応じて最適と考えられる業種・銘柄とその投資比率を決定することにより、パフォーマンスの向上を狙います。

相場局面に対応したポートフォリオ構築例(イメージ)

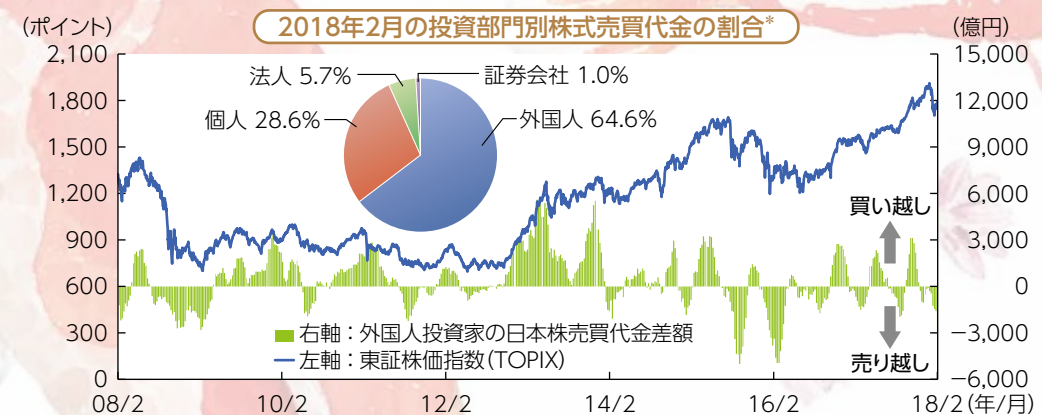


日本株を取り巻く環境

(ご参考)海外資金の動向

日本の株式市場売買代金における外国人投資家の割合は約65%を占めており、その動向は株価に大きな影響を与えています。

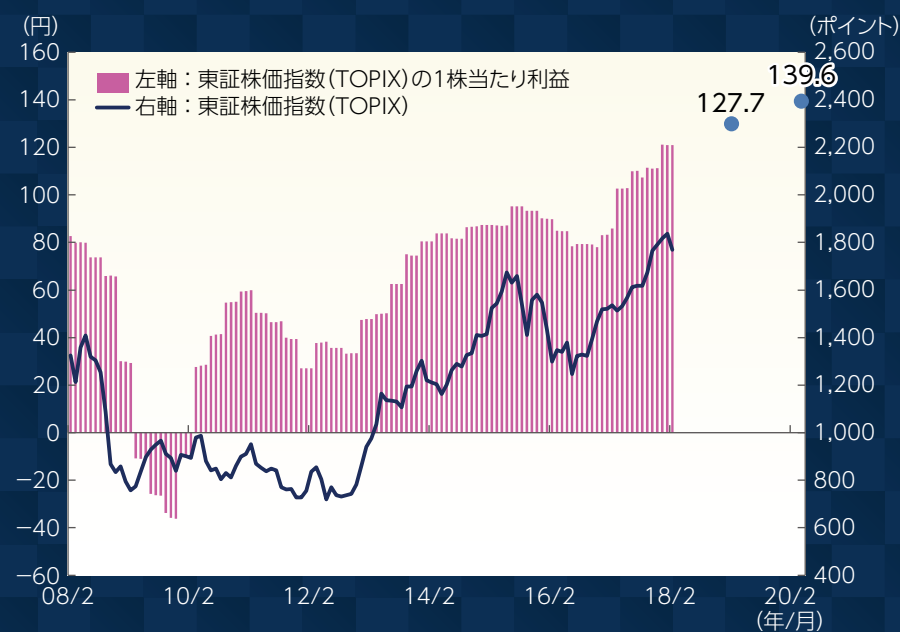
外国人投資家売買動向と東証株価指数(TOPIX)の推移



改善が予想される企業業績

日本企業の業績は国内外の需要回復などから改善傾向が続くと予想されています。

東証株価指数(TOPIX)と1株当たり利益の推移



高い関心を集めている新規上場銘柄

2017年の新規上場銘柄の初値
新規上場銘柄への関心の高さが

新規上場時ににおける平均初値倍数



日本株の水準

株価指標(PBR・PER)から判断すると日本株について過熱感はないと考えられます。

東証株価指数(TOPIX)の予想PER、実績PBRの推移



■ ファンドの特色

1 主として、今後値上がりが見込める国内の“新興企業”に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

- 当ファンドにおいて“新興企業”とは、優れた経営者のもとで新しいビジネスモデルや経営戦略を果敢に実行し付加価値の高い新商品を積極的に市場に投入するなどして、企業価値を増大させている(または今後の増大が見込める)と委託会社が考える企業をさします。
- “新興企業”は経営者が主要株主をかねることが多く、その結果ビジネスチャンスを捉えたスピーディーな経営判断による企業収益の増加が見込めます。
- 当ファンドでは徹底した企業分析、銘柄調査によって“新興企業”を厳選し、投資します。

※一般に言う新興企業の定義とは異なります。また、新興市場の上場銘柄に限定されるものではありません。

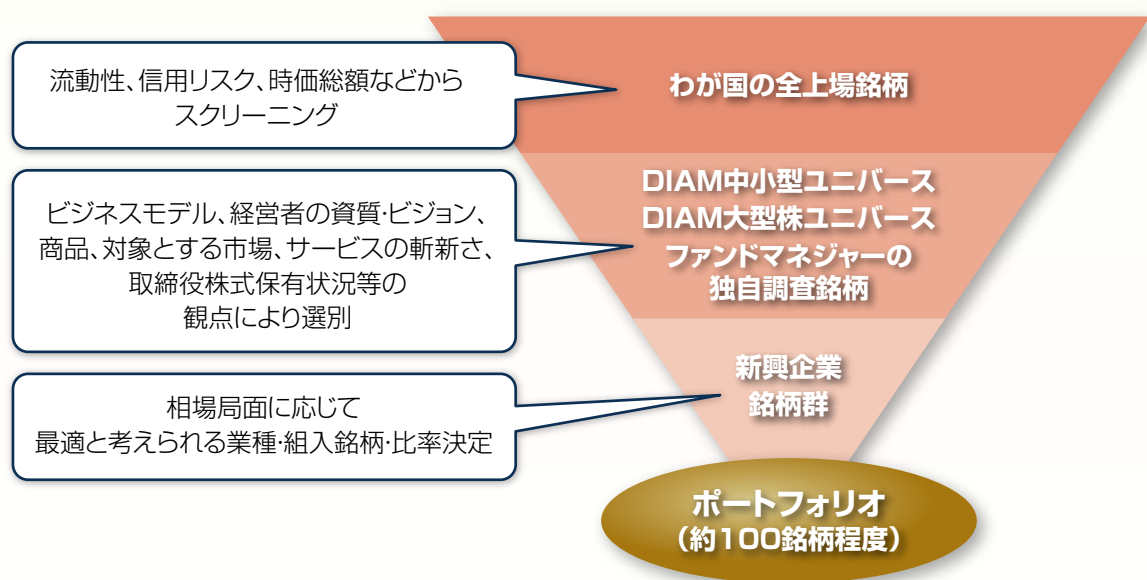
2 トップダウンアプローチも活用し、相場局面を考慮した業種・銘柄選択とその投資比率の決定を行います。

- トップダウンアプローチにより現在の相場局面(リスクオン・オフ等)を判断し、これに応じた最適と考えられる業種や銘柄とその投資比率を決定します。
- 株式の組入比率は原則として高位を維持しますが、相場急落時等には、一時的に実質組入比率を下げる場合があります。

3 年1回決算を行います。

- 毎年9月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

■ 運用プロセス



※有価証券届出提出日(2018年4月20日)時点のものであり、今後変更される可能性があります。

■ ファンドの投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。 なお、当ファンドは、国内の新興企業に投資を行うため、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があります。より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。 また、当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

〈分配金に関する留意事項〉

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

指数の著作権等

■東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

投資信託ご購入の注意

- ・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- ・お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。
- ・当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

投資信託は、

- (1)預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- (2)購入金額については、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- (3)投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。